

合同で特殊車両の取締り等を行いました

～違反車両3台に対して指導を実施～

旭川開発建設部では、山部車両計測所で今年度5回目の特殊車両の取締りを行い、**3台の違反車両に対し指導を実施しました。**

あわせて、北海道警察旭川方面本部が過積載の取締りを実施しました。

- 1 実施日時 令和7年9月30日(火) 13:30～15:30
- 2 実施場所 一般国道38号及び237号 山部車両計測所(富良野市:別紙参照)
- 3 取締結果 計測車両 全4台 うち**違反車両 3台**

	(違反の内容)	(指導の内容)
①	許可証不携帯	警告
②	無許可	警告
③	無許可	警告

旭川開発建設部では、引き続き特殊車両の取締りを進めていきます。

【道路管理者から】

無許可又は通行許可条件に違反した特殊車両は、道路附属物の破損を起こす一因となっていることから、国土交通省では「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」(※)に基づき、違反者対策の強化を進めています。

特殊車両の申請手続きについてはお気軽に申請窓口(札幌開発建設部:011-611-4160)までご相談ください。

(※)「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」は国土交通省ホームページでご覧いただけます。

https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000420.html

【問合せ先】国土交通省 北海道開発局 旭川開発建設部

公物管理課 課長 深澤 栄太郎(0166-32-2072)

上席専門官 中村 あづさ(0166-32-4592)

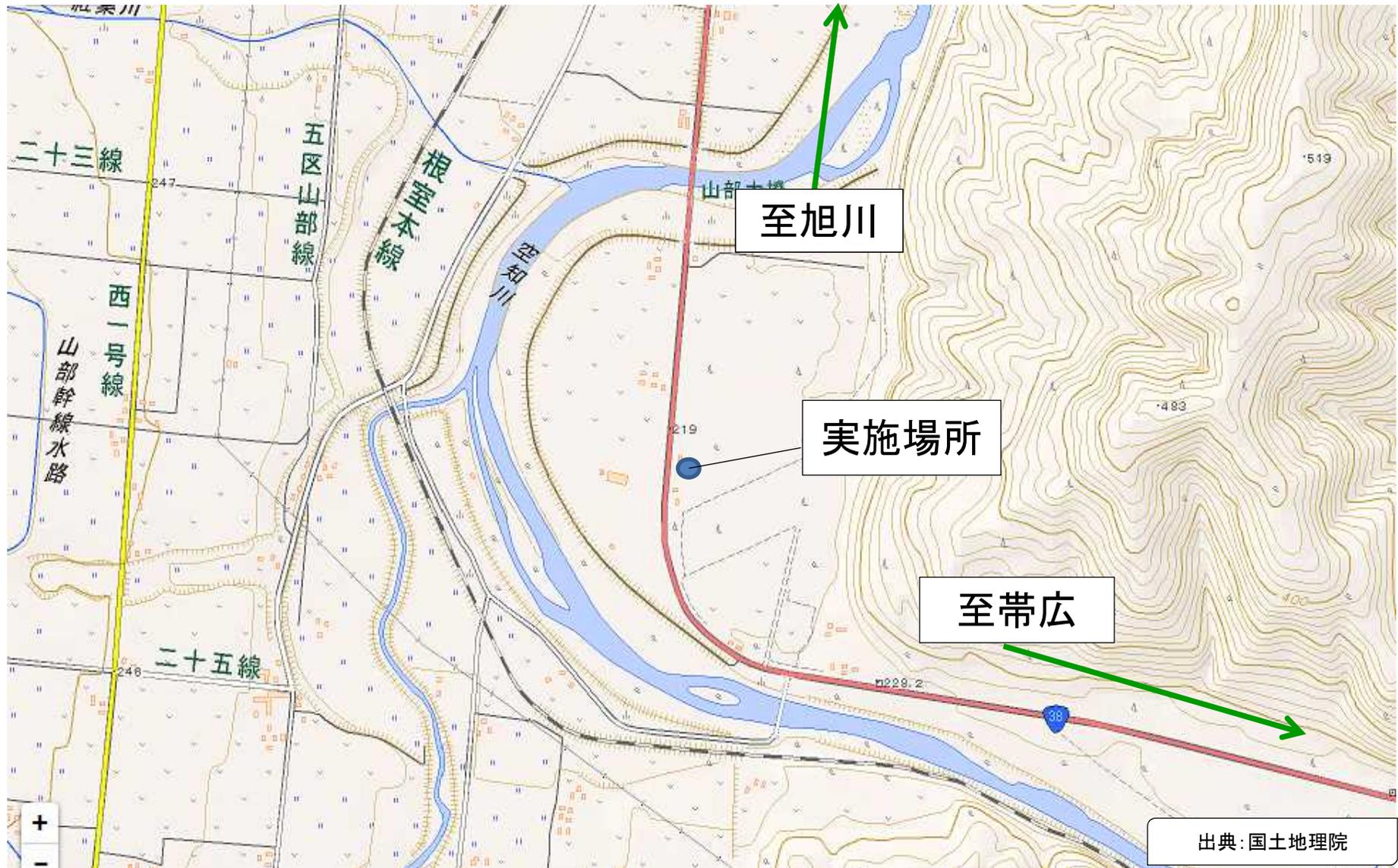
旭川開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/as/>

旭川開発建設部公式 X(旧 Twitter アカウント) @mlit hkd as



●実施場所 山部車両計測所(富良野市山部)

別紙



令和7年9月30日(火)
@山部車両計測所

今年度第5回目の特殊車両取締りを実施しました。

協力依頼の様子



違反車両ではありません

寸法計測



違反判定確認の様子



重量計測

北海道警察旭川方面本部による重量計測

STOP!
無許可
運行

特殊車両の通行には 許可が必要です!!

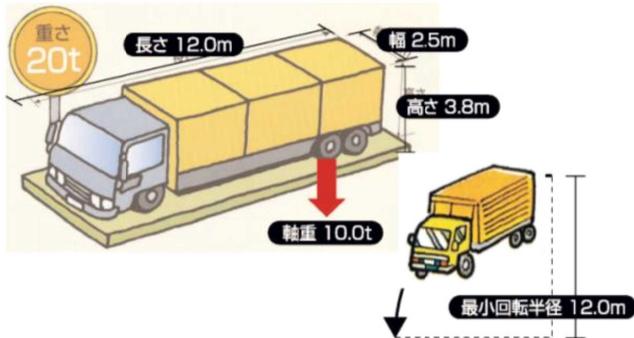
ルールを守って安全運行。国土交通省からのお願いです。



特殊車両通行許可制度とは?

道路はみんなの財産です。最近、車も、運搬される貨物も大型になり、重量も重くなっており**道路が壊される**事故が増えています。せまい道路に大型車を通行させたり、一定の大きさや重さをこえる車(特殊車両)を通行させるときは、**道路管理者の許可**を受けると、**道路法**で定められています。

下記の基準値をひとつでも超えると「特殊車両」です。



みんなの道路が悲鳴をあげています!

道路を傷つける原因のひとつとして、**無許可や通行条件違反で通行**することがあげられます。ルール無視の車両が、**道路や橋に与える影響は多大**です。特に重量超過の車両が道路に与える影響は、非常に大きなものがあります。**ルールを守った運行**で、道路への悪影響を最小限に抑えましょう。

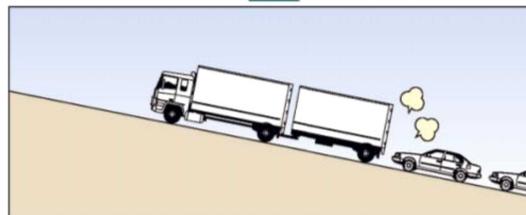
重量オーバーはこんな問題を起こします。

橋が傷んでいます。



●橋が壊れている様子。

円滑な交通の流れを妨げています。



●坂道で速度があがらず交通に影響を与えている様子。

ひび割れや
わだちなどの発生。



●舗装のひび割れの様子。